



鳥取県公報

平成15年 6月17日(火)
号外第86号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(7)(生活安全企画課).....	1
企業局訓 令	鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令(2)(総務課).....	2
病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程(3)(総務課).....	3
	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程(4) ().....	4
	日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程の一部を改正する 規程(5)().....	5

公安委員会規則

鳥取県公安委員会規則第7号

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則をここに公布する。

平成15年 6月17日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(昭和47年鳥取県公安委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、法第2条第3項に規定する警備業者及び同条第4項に規定する警備員(以下「警備業者等」という。)の護身用具の携帯の禁止及び制限について定めるものとする。

(護身用具の携帯の禁止)

第2条 警備業者等は、法第2条第1項に規定する警備業務(以下「警備業務」という。)を行うに当たっては、盾、鉄棒その他の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある物を携帯してはならない。

(警戒棒に関する特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、警備業者等は、警備業務を行うに当たっては、警戒棒を携帯することができる。

2 前項の警戒棒とは、長さが60センチメートル以下、直径が3センチメートル以下で、重さが320グラム以下の円棒をいう。

3 第1項の規定は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合は、適用しない。

(警戒杖に関する特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、警備業者等は、次に掲げる警備業務を行うに当たっては、警戒杖を携帯することができる。

- (1) 法第2条第5項に規定する機械警備業務(警備員に対する指令業務を除く。)
- (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第1項に規定する常駐警備業務(以下「常駐警備業務」という。)であって、次に掲げる施設(警察官が現に警戒を行っているものに限る。)において行うもの

ア 空港

イ 石油備蓄基地その他の石油関連施設、水力発電所その他の電力関連施設、ガス製造施設その他のガス関連施設、浄水場その他の水道関連施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対してテロリズムの行為(以下「テロ行為」という。)が行われることにより、多数の人の生活に重大な支障が生じるおそれがあるもの

ウ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われることにより、当該施設内又は当該施設周辺における人の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあるもの

- (3) 検定規則第1条第1項に規定する核燃料物資等運搬警備業務又は貴重品運搬警備業務

2 前項の警戒杖とは、長さが90センチメートル超130センチメートル以下の円棒であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 白樫若しくはこれより硬度の低い木材又は強化プラスチックを主たる材料とするものであって、直径が2.8センチメートル以下のもの
- (2) アルミ合金を主たる材料とする2段式又は3段式のものであって、先端部分の直径が2.8センチメートル以下で、筒の厚さが0.2センチメートル以下のもの

3 第1項の規定は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合は、適用しない。

(盾に関する特例)

第5条 第2条の規定にかかわらず、警備業者等は、次に掲げる警備業務を行うに当たっては、盾を携帯することができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる警備業務
- (2) 午前零時から日出時までの間に行う常駐警備業務(前号に掲げるものを除く。)

2 前項の規定により携帯する盾は、非金属製のものであって、盾の正面に対して垂直に投影した場合における投影図の長辺の長さが50センチメートル以下、短辺の長さが30センチメートル以下で、持ち手以外の部分の厚さが1.8センチメートル以下のものでなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第2号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成6年鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書等の受領及び配付）</p> <p>第5条 本局に到達する文書等（文書及び郵便物等（文書が封入された郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物をいう。以下同じ。）その他の物件をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、総務課において受領し、次に定めるところにより配布する。ただし、所管課に直接到達した文書等は、当該所管課が受領する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）書留、配達証明、内容証明若しくは特別送達とされた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）による同条第2項に規定する信書便の役務であって、当該一般信書便事業者等において、引受け及び配達の記録を行うもの若しくは配達若しくは交付の事実の証明を行うものによる同条第3項に規定する信書便物は、特別文書受領簿（様式第1号）に必要事項を記載し、所管課に配布すること。</p> <p>（3）略</p> <p>2 略</p>	<p>（文書等の受領及び配付）</p> <p>第5条 本局に到達する文書等（文書及び郵便物等（文書が封入された郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物をいう。以下同じ。）その他の物件をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、総務課において受領し、次に定めるところにより配布する。ただし、所管課に直接到達した文書等は、当該所管課が受領する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）書留、配達証明、内容証明及び特別送達とされた郵便物は、特別文書受領簿（様式第1号）に必要事項を記載し、所管課に配布すること。</p> <p>（3）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成15年6月17日から施行する。

病 院 局 組 織 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年 6月17日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前																							
<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr><td rowspan="2">鳥取県立厚生病院</td><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>医事課</td></tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </table>		略			鳥取県立厚生病院	略		事務局	医事課	略			<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr><td rowspan="2">鳥取県立厚生病院</td><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>医事課</td></tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> </table>		略			鳥取県立厚生病院	略		事務局	医事課	略		
略																									
鳥取県立厚生病院	略																								
	事務局	医事課																							
略																									
略																									
鳥取県立厚生病院	略																								
	事務局	医事課																							
略																									
<p>（職制）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、局に理事監を置くことができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>		<p>（職制）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p>																							

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年6月17日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 技術吏員をもって充てる職</p> <p>院長、<u>理事監</u>、副院長、局長（前2号に掲げるものを除く。）部長、医長、副医長、技幹、副看護局長、看護師長、副部長、室長、副室長、理学療法士長、機械技師、電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、医療助手</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 技術吏員をもって充てる職</p> <p>院長、副院長、局長（前2号に掲げるものを除く。）部長、医長、副医長、技幹、副看護局長、看護師長、副部長、室長、副室長、理学療法士長、機械技師、電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、医療助手</p>

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年6月17日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜久治

鳥取県病院局管理規程第5号

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程の一部を改正する規程

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程（平成12年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）第7条第1項の規定により置かれる鳥取県病院局及び総務課の長、<u>同条第4項の規定により置かれる理事監並びに同条第5項の規定により置かれる病院の長とする。</u></p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）第7条第1項の規定により置かれる鳥取県病院局及び総務課の長<u>並びに同条第2項の規定により置かれる病院の長とする。</u></p>

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

